

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

#### 处分基準（不利益処分関係）

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

处分基準（不利益処分関係）

		資料番号	3-3	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	23の2	不利益処分の種類	電話勧誘販売に係る業務禁止 (新規業務開始の禁止) 命令及び公表
(権限委任)					
○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (都道府県が処理する事務)					
第68条(省略)					
○特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号) (都道府県が処理する事務)					
第42条(省略)					